

被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金のご案内

今般の平成28年熊本地震の影響で、顧客や販路の喪失という状況に直面した九州地方の小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

補助内容は？

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限額 100万円※（宮崎県）

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限 200万円～1000万円(連携する小規模事業者数による)

補助対象者は？

平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

※「平成28年熊本地震の影響を受けた事業者」とは

平成28年熊本地震により、事業用資産が直接被災した、もしくは、**売り上げ減の間接被害が生じた事業者**であること。公的書類の添付または、申請書類の所定の欄への記述(直接被災の場合は証拠写真の添付が必須)により被災状況の詳細を明記する必要があります。

※「小規模事業者」とは

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)



業種	常時雇用従業員数
卸売業・小売業	5名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	20名以下

※中小企業等協同組合、有責任事業組合、医療法人、宗教法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、農事組合法人、任意団体等は補助対象者に該当しません。

対象者となる経費は？(主なもの)

機械装置等費

・事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
※**単価上限の設定はありません**が、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、処分制限があります。

広報費

・パンフレット・ポスター等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費

展示会等出展費

・新商品等を展示会等に出展するため、および商談会に参加するために要する経費

旅費

・事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、および販路開拓等のための旅費

開発費

・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

車両購入費

・事業遂行に必要不可欠であり、もつぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いる車両の購入に必要な経費



外注費

・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費

受付開始：平成28年5月31日(火) ※受付締切日 当日消印有効

第1次受付締切：平成28年6月24日(金)

第2次受付締切：平成28年7月29日(金)

ご相談・お申し込みは地域の商工会へ
公募要領は宮崎県商工会連合会HPでご確認ください

補助金活用の流れ

1 経営計画の策定・申請書作成

市場動向、自社の強み等を分析し、地道な販路開拓や業務効率化、生産性向上案を検討し、持続的な経営に向けた事業計画書を作成します。

※被災した事業用資産の単なる復旧・買い替え費用に対する補助ではありません。

2 管轄の商工会へ提出

商工会が事業計画書等の内容確認を行い、補助事業の取り組みに際し、実行支援を行います。

※商工会会員、非会員問わず、応募可能です。

商工会議所地区で事業を営んでいる小規模事業者は、最寄りの商工会議所へお問い合わせください。

4 補助金の交付決定

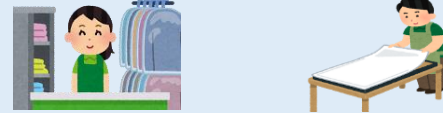
採択が決定されると、採択者に「補助金交付決定通知」が送付されます。

※交付決定前の経費は補助対象外となります。ただし、第一次締切分に限り、公募開始日(平成28年5月31日)以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

5 販路開拓の取組実施

事業計画に沿った販路開拓等に取り組みましょう。

※補助事業の内容を変更するには事前承認が必要です。



3 申請内容の審査

外部有識者による審査を行います。

※直接被災の事業者には、政策的観点から加点を行います。



6 実績報告書の提出

補助事業終了後には、実績報告書を提出していただきます。

※補助事業終了は、最長で平成28年12月31日までとなります。実績報告書の提出後に補助金が支払われます。

対象となり得る取り組み事例のイメージ

業種	事業名	事業内容
飲食店	高齢者や障がい者、皆が心から食を楽しんでもらうための空間づくり	・板張り座敷から掘りごたつへの改装 ・テーブル席の設置 ・カウンター席の増席
小売業	商品棚と酒器飾り棚を新たに活用した店舗内演出	・商品陳列棚の増設 ・飾り棚の設置
美容室	地域初サロンによるトータルビューティー施術で売上アップを実現	・エステに必要な機材の購入 ・店舗内改装工事 ・DMの作成、発送
食品加工業	日向夏を材料とした新商品開発・販売強化事業	・新商品開発のための試作品用材料、容器の購入 ・パッケージデザインの新規作成 ・販売促進のためのチラシ作成
食料品製造業	商談会参加による6次産業化商品の販路開拓と商談会用パッケージ作成	・バイヤー向け販促パンフ作成 ・商談会展
総合工事業	住宅維持管理メンテナンス、性能改善リフォーム工事の販路開拓	・新事業PRのためのホームページ構築 ・WEB広告の実施



平成27年度補正 小規模事業者持続化補助金事業との関係について

同一事業者が平成27年度補正事業と今回の事業の両方で採択されることのないようにします。

～平成27年度補正事業に申請された事業者のみならず～

当事業に申請する場合は、平成27年度補正事業の申請は、取下げ(採択発表前)、または辞退(採択発表後)となります。

ただし、平成27年度補正事業が、不採択となった場合は、第2次締切に申請することも可能です。